

第 743 回神奈川海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 4 年 3 月 28 日 (月) 13 時 55 分～15 時 20 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 6 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) 第 8 次神奈川県栽培漁業基本計画案について (資料 1-1～1-3)
- (2) 小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 2)
- (3) 小型定置網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について (資料 3)
- (4) 移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 4)
- (5) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 5)

2 指示事項

- (1) 神奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業の制限について (資料 6)
- (2) 横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止について (資料 7)

3 協議事項

- (1) 横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕に係る承認基準について (資料 8)

4 報告事項

- (1) 太平洋広域漁業調整委員会の開催結果について (資料 9)
- (2) 漁業法第 90 条第 1 項による漁業権に係る資源管理の状況等の報告について (資料 10)
- (3) 海面漁業権の一斉更新について (資料 11)

5 その他

- (1) 令和 4 年 6 月の委員会開催日程について
- (2) その他

[参考資料]

- ① 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)

出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、小澤 紳一郎、黒川 和彦、
小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 小川 GL、相澤副技幹、中村主任専門員、原田主査、中川技師、

議 事

事) 角田代理

これより委員会を開会いたします。

次に、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は15名中14名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長
(櫻本会長)

それではただいまから第743回の委員会を開催いたします。

本日の議題ですが、諮問事項が5件、指示事項が2件、協議事項が1件、報告事項が3件、その他となっております。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

小菅委員、小山委員よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは小菅委員、小山委員よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。まず諮問事項(1)「第8次神奈川県栽培漁業基本計画案について」を議題とします。

本日は先日の委員会で事前説明がなされたものの諮問となりますが、確認のため、水産課から内容について説明をお願いいたします。

水) 中川技師

【資料1-1～1-3に基づき説明】

議 長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員

前回確認すればよかったのですが、2点確認させていただきます。

放流効果実証事業について、第7次では実際に計画として上がってきていて、現在は協会が取り組んでいないことから今回は外しているのですが、放流効果実証事業をやらなくてよいのかというのが1点です。

また、トラフグは効果を実証する必要があるのではないのでしょうか。

水) 中川技師

放流効果実証事業についてですが、こちらは元の計画の中では、マダイやヒラメについて標識を付けて放流をしたり、それを確認したりということを栽培漁業協会が実施していたわけですが、実際に標識をつけて放流をするということや、放流時の大きさを設定するといった実施の内容については、引き続き栽培漁業協会が実施していきます。

ただ、あくまでも放流効果実証事業としてではなくて、協会が独自に実施する放流効果の検証という形で実施していくことになります。

また、トラフグについては、引き続き水産技術センターで放流効果の検証

を実施していくこととしています。

鵜飼委員

実証事業として計画には上げないが、栽培漁業協会が自主的に行うということでしょうか。

トラフグについても、放流効果の検証については水産技術センターで行うので計画には出さないという理由なのでしょうか。

水) 中川技師

放流効果実証事業は沿岸漁場整備開発法に記載されている事業で、栽培漁業協会が独自に実施する標識放流とはまた別の事業となります。

水) 小川 GL

放流効果実証事業は法の中に制度として設けられているもので、かつては栽培漁業協会も行っていました。

それを実施するときには、県に事業計画を出して、海区委員会に毎回計画を諮り、それに基づいて実施するというように、栽培漁業協会から言わせると、事務的に非常に煩雑な内容になっていました。

そのような手続はとらないのですが、ヒラメについてもマダイについても、引き続き、標識放流や実際の放流を行っていくことにしています。

枠組みとしてセットするのではなく実態として行うということで、計画からは落としています。漁業者の方にとって重要となる放流については引き続き行うので、栽培漁業の取組としては支障がないものと考えています。

鵜飼委員

要するに、放流効果をどのような時点で関係者に知らせるかということです。

前までは委員会等に資料として出していたわけですね。

今回それがなくなるということは、我々も分からなくなります。そのフォローを今後していただけるのでしょうか。

例えば、マダイやヒラメ、更に一番興味のあるトラフグなど、放流効果を委員会に出す機会がなくなるわけです。

毎回とは言いませんが、そのようなものをどこかで出していただけるのであればより良いのかなと思います。その辺はいかがでしょうか。

水) 小川 GL

今回第7次に入っていたものを第8次で落とすということで、第7次するときも計画にはうたわれていたのですが、既に実態としてはこの枠組みでは行われていませんでした。

そういう意味では、現実に即した形に計画を合わせたことになります。

鵜飼委員がおっしゃるとおり、栽培漁業の取組というのは、取り組んだ後に、どこまでどのようなことをやっているのかというのを、費用負担をしていただいている関係者に周知する必要があります。

そのため、栽培漁業協会、理事会、評議委員会、関係漁協を集めて報告を

しているという地区の栽培検討会、更に、毎年の基本計画に基づいて行う栽培漁業実施計画は水産審議会にも諮っているところですが、機会を捉えて海区委員会にも御説明できればよいと思っています。

水産審議会については海区委員会には直接報告はしていないということですが、機会を捉えて海区委員会にも御報告できるか検討させていただきたいと思います。

議長

他に御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了承

議長

それではそのように決定します。

続いて諮問事項（２）「小型機船底びき網業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますでしょうか。

これに関しまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了承

議長

それではそのように決定します。

続いて諮問事項（３）「小型定置網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますでしょうか。

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了承

議長

それではそのように決定します。

続いて諮問事項（４）「移動式刺し網事業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますでしょうか。

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了承

議長

それではそのように決定します。

続いて諮問事項（５）「固定式刺し網業務に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますでしょうか。

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了承

議長

それではそのように決定します。

続いて指示事項（１）「神奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業の制限について」を議題とします。

本件につきましては、１月と２月の委員会で、現行どおりの内容で指示を発動するという方針となりましたが、確認のため、審議経過等について事務局から説明をお願いいたします。

事）上原主事

【資料６に基づき説明】

議長

これにつきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

青木委員、よろしいでしょうか。

青木（勇）委員

はい。

議長

特段ないようですので、原案どおり委員会指示を発動ということでよろしいでしょうか。

委員一同

了承

議長

それではそのように決定いたします。

続いて指示事項（２）「横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止について」を議題としますが、本件は協議事項（１）

「横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕に係る承認基準について」とも関連しますので、一括して議題とします。

資料内容等について事務局から補足することはありますでしょうか。

事）上原主事

【資料７に基づき説明】

議長

表記方法が変わったということですが、実質的には変更なしということですので。

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員

表記が緯度経度が変わったということですが、今回の委員会指示は第三者に対する水産資源保護という側面もあると思います。

一般の方はこの表示で分かりやすいのでしょうか。

事) 上原主事 資料7の17ページの今までの表記では、採捕を禁止する区域という箇所に基点の位置や点の位置とあり、どこからどこを見通した線を0度として、そこから右回り何度何分何メートルの点などとなっています。

逆に今までの表記の方がすぐに分からないということもありますので、現地に行ったときに分かりやすいように緯度経度表記としました。

一般の方もこの方が分かりやすいと考えています。

鵜飼委員 何か持っていないと、緯度経度は分からないのではないのでしょうか。

水) 小川 GL この委員会指示の区域については、水産課で横浜市の占用許可を取ってブイを打っていますが、ブイを打ったときに漁協の方と一緒にいき、実際にスマートフォンでこの緯度経度を図りながらブイの投入をしてきました。

今は皆さんスマートフォンを持っていますので、測りながらやればこの緯度経度がどの辺なのかというのは非常に自明で分かりやすいものと思いますので、この表記であっても実効性は十分担保されているものと考えます。

鵜飼委員 分かりました。

スマートフォンなどの道具を使うということですね。

これは1年ごとの更新ですね。

事) 上原主事 そのとおりです。

鵜飼委員 このアマモ場はどのくらいの範囲で繁殖しているのでしょうか。

それを全部網羅しているのでしょうか。

あるいはアマモというのは広がっていくわけなので、毎年同じ場所でのいのでしょうか。

もっと広くする必要はあるのでしょうか。

事) 上原主事 指示の範囲を広くするというのでしょうか。

鵜飼委員 周りが防波堤で囲まれているので、そういうところに、ここからここまではだめだという印をつけておけば、見通して大体分かるのではないかなという意味で発言させていただきました。

スマートフォンがあるなら、それはそれで正確かなと思いますが、アマモの繁殖状況というのはおそらく変わってくると思います。

なんならもっと広げてもいいと思いますが、その辺の調査はどうなののでしょうか。

事) 角田代理 規制の範囲については、地元の漁協や、アマモに関して研究しているところからの要望を受けて指示を発動しています。

そういった方々からのお話でも、今の規制の区域のままやってもらって、引き続き資源の保護を図っていきたいというお考えですので、今回について

は現行の指示の範囲でよろしいかと思えます。

そうしたことを議論いただくために、毎年更新させていただいているところでは。

鵜飼委員

従前どおりということですね。

そこの要望が根底ですね。

事) 上原主事

そのとおりです。

引き続きの指示の発動をお願いしますという要望書をいただいているところでは。

議 長

他に御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようですので、本件は原案どおり委員会指示を発動することとし、承認基準についても原案どおり制定することにしてよろしいでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決めます。

続いて報告事項(1)「太平洋広域漁業調整委員会の開催結果について」を議題とします。

資料内容等について事務局から補足することはありますでしょうか。

事) 上原主事

【資料9に基づき説明】

議 長

宮川副会長、何か補足説明はありますか。

宮川委員

大丈夫です。

議 長

この件に関しまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

宮川副会長の質問の2つ目の回答を見ていると、内容について議論するのだということで、数量管理はもうやることが決まっているという印象を受けました。

他に御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということではよろしいでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定します。

続いて報告事項(2)「漁業法第90条第1項による漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」を議題とします。

本件につきましては本日机上配付されている資料がありますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹 議 長	<p>【資料10に基づき説明】</p> <p>この件につきまして何か御質問等ございますでしょうか。</p> <p>特段ないようですので、本件も報告事項ということで、了承ということでよろしいでしょうか。</p>
委員一同 議 長	<p>了 承</p> <p>それではそのように決定します。</p> <p>続きまして報告事項(3)「海面漁業権の一斉更新について」を議題とします。</p> <p>本件につきましても本日机上配付されている資料がありますので、水産課から説明をお願いいたします。</p>
水) 相澤副技幹 議 長	<p>【資料11に基づき説明】</p> <p>この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>1ページの真ん中辺り丸に利害関係人の意見を聴くというのがありますが、利害関係人はどのようなイメージでしょうか。</p>
水) 相澤副技幹 議 長	<p>利害関係人は漁業法に新たに定められましたが、水産庁としては6個の利害関係人を想定しています。</p> <p>漁業を営む者、漁業を営もうとする者、漁業協同組合、船舶の運航者、漁業権の漁場の区域又はその周辺において船舶を運営したり、停泊係留したりしているような運航者、そして法律により土地を収用し、又は使用することができる事業を行う者、最後に、水面の利用開発をする事業者が含まれています。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>かなり広範囲になりますね。</p> <p>漁業を営もうとする者ということは、やりたいかどうかというのはあまり把握できないので、かなり広範囲の人が対象になる気がしたのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。</p>
水) 相澤副技幹 議 長	<p>そのとおりです。</p> <p>その際に注意事項として、利害関係があるかどうかということを、関係人自らが疎明する必要があると漁業法施行規則に定められています。</p>
水) 相澤副技幹 議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>もう1点、漁場を適切かつ有効に活用という項目がありますが、以前、操業日数というテーブルが出てきたと思います。</p> <p>そのようなもので判断されるということでしょうか。</p>
水) 相澤副技幹	<p>適切かつ有効に活用というのは、漁場環境に適合するように資源管理や養</p>

殖水産などを行って、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるよう、漁場を活用している状況ということで、生産量や操業日数などを自らが評価して、そのような活動を行っているものということです。

単に生産金額などではなく、漁場の持続的な利用のためにどのような計画を立てているかということも含んで検討するものです。

議長

ありがとうございました。

他に御質問等ございますでしょうか。

福本委員

これは漁業権をなくすという考え方なのでしょうか。

漁業者から漁業権を取るというイメージなのでしょうか。

明らかにそのように聞こえます。

水) 相澤副技幹

そういうことではなく、水産庁の説明ですが、水産資源の持続的利用の確保や、海面の総合的な利用を推進するといった目的となっています。

福本委員

その辺はよく分かるのですが、結局使っていなかったら取り上げるという話ではないでしょうか。

漁業というのは、今年は獲れないから来年、再来年ということもあるわけで、今使っていないと言っても、いつ使うか分からないという話もあると思います。

使っていないのだから、例えば工事などして何か作ってしまうという話になってしまうのではないのでしょうか。

これは東京湾のような話だと思います。

相模湾の方はあまり関係ない話かもしれませんが、東京湾ではどんどん話が進んでしまって、漁業権がなくなってしまうということではないでしょうか。

その辺はしっかりと気をつけた方がよいと思います。

水) 相澤副技幹

都道府県知事が海区漁場計画を策定させていただくにあたり、共同漁業権では10年、それから定置、区画漁業権では5年間という長いスパンで、漁場が適切に利用されているかどうかについて聞き取り調査をさせていただきながら海区漁場計画を策定したいと考えています。

議長

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

青木(勇)委員

結局、これは誰でもできるということでしょうか。

漁業をしたいという希望があれば、今組合員でない一般の人でも、「私は漁業をやりたいです」となったらできるということでしょうか。

水) 相澤副技幹

まず、現存する漁業権については、現在の漁業権者の方が有効に利用されているということであれば、そちらを優先させていただくことになります。

漁業権の優先順位が撤廃されましたが、誰でもというよりも、地域の水産業の発展に最も寄与する方に免許すると考えられています。

青木（勇）委員

今までは、例えば定置漁業権などでは優先順位がありましたよね。

これが撤廃されたとなると、例えば地元の漁業者がやりたいというのと、一般の人がやりたいというのが競合した場合、どこがどのように判断して決めていくのでしょうか。

水) 相澤副技幹

競合した場合は、利害関係人の意見などを聴いた上で、現状などを踏まえて決定することになります。

説明が前後してしまいますが、現行の団体漁業権について、漁業協同組合に免許されていることが最も漁場の利用や発展に寄与するというのであれば、団体漁業権を設定する形になっていますので、まずは現行の漁業権者が優先されることになります。

また、地元の漁業者が手をあげた場合、あるいは別の第三者が手をあげた場合についてどちらが優先されるのかというのは、まずは利害関係人の意見などを聴きながら、総合的な判断をして漁業権者を決定させていただくことになります。

その間の手続として漁業権の適格性についての審査なども別途ありますので、その中で議論させていただくことになります。

議 長

複数候補が出た場合に、適格性の審査や、どちらがより有効利用するかという判断は県が行うのでしょうか。

水) 相澤副技幹

資料11の8ページの下から4行目の枠で、適格性の審議については委員会に諮問して答申を受ける手続があります。

この諮問、答申で意見をお聞きしますが、その前段階については、県が十分に関係者と協議しながら調整して、諮問、答申の前までに整理させていただくこととなっています。

議 長

水産庁が何か一定のルールを作ってやるわけではなく、大枠はそうかもしれないですが、個別の判断は委員会を通して各県が行うということでしょうか。

水) 原田主査

これについては漁業法第73条第2項にありまして、まず第1号として、現状の漁業権を持っていてしっかりと使っているところに出すとなっています。

問題は第2号ですが、読み上げますと、前号に掲げる場合以外の場合、要するに、しっかりと使っている人以外のパターンの場合、「免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会

の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」としか書かれていません。

そして第73条の柱書きでは、このような条件を満たした場合、知事は免許をしなければならないということだけ規定されていますので、知事が決めるという法律の作りになっています。

議長 その判断基準に対するもう少し細かいルールのようなものは、県単位で作ろうと思えば作れるのでしょうか。

水) 原田主査 今回から、免許の手続きは公正で公開されなければならないとなっていますので、法律にはこれしか書かれていませんが、実際はそういった基準を別に定める必要があると考えています。

議長 その基準は各県で異なると考えてよいのでしょうか。

水) 原田主査 そのとおりです。

漁業権の事務は都道府県知事の自治事務となっていますので、国の方は技術的助言を出すだけで、実際のことを決めるのは全て知事となっております。

議長 それが非常に重要になると思いますので、ぜひそれを決めるときに、できるだけ皆さんの意見が反映されるような決め方をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

水) 原田主査 実態調査等を行い様々な現状を把握しつつ、意見等も聴きながら基準作りをしていきます。

議長 他に御意見等ございますでしょうか。

小澤委員 今長井の組合では、組合員になりたいという申請があった場合、漁業に携わって2年間経験したら、最初は准組合員に認めて、准組合員の資格を取ってから1年以上経過したら正組合員になれるというルールでやっています。

これは、そのようなルールが全く適用されなくなってしまうのでしょうか。

水) 原田主査 そういうことではありません。

共同漁業権や一部の区画漁業権については、行使規則を組合で定められていると思います。

漁業権を行使できる人という資格を定めておきまして、例えば組合員であることと言えば、正、准両方の組合員になりますし、正組合員であることと言えば、正組合員だけとなります。

行使規則については免許更新ごとに各組合で決めていただいて、それを県

が審査して認可する形になりますので、そういった漁業権の使い方については今後も変わりません。

小澤委員 そうすると、組合のルールが優先されるという解釈でよいのでしょうか。
水) 原田主査 行使規則の案がよほど公平性に欠くといったものでない限り、組合で決議して決めてもらった行使規則を認可させていただいています。

青木(勇)委員 今のは組合員資格の話ですよ。
 これは各組合の定款で決まっているのではないのでしょうか。
 定款よりそちらの方が優先されることはないわけですよ。
 今の話は、各漁協が決めている定款でやればよいということですよ。

水) 原田主査 漁業権の使われ方は行使規則で決められており、定款や組合員資格についてはまた別の次元の話になります。

 小澤委員がおっしゃられた組合の中での正組合員、准組合員の扱いについては、あくまでも組合員資格の問題だと思います。

 そこは青木委員がおっしゃられるとおりです。

青木(勇)委員 それでいいのですよね。

小澤委員 組合以外で漁業を営もうという希望がある人は、認められるという話になるのでしょうか。

水) 原田主査 漁業権漁業か許可漁業か自由漁業かで扱いが異なってきます。

 ここでは漁業権の話なので漁業権漁業に限って申し上げますと、漁業権の行使権を持っているというのは、その漁業権の免許を受けている漁協の正、准組合員だけとなりますので、部外者の方が入ってきて漁をするというのを組合が受忍しない限りは、勝手にやってしまうと、漁業法にいう漁業権の侵害となる可能性はあります。

小澤委員 組合員でないといけないということですね。

水) 原田主査 組合しだいということです。

福本委員 定置網の許可の話ですが、空いていれば、漁業権を持っていない人ができるという話ではないのでしょうか。

 つまり、使っていなかったら組合員でなくてもできるという話ですよ。

水) 相澤副技幹 定置漁業権については、漁業協同組合に免許されている場合もあるし、個人、法人に免許されている場合もあります。

 定置漁業権に関しましては、公益上の支障がなければ、県知事は海区漁場計画を策定できます。

 その海区漁場計画で漁業する能力のある方が手を挙げれば、その方が漁業協同組合であるか、法人であるか、個人であるかは別として、免許すること

になります。

青木（勇）委員 定置漁業権に関しての手續は今までと一緒ですよ。ね。
県が海区漁場計画を立てて、今度はそれを公示するわけですよ。ね。

水）相澤副技幹 そのとおりです。
これも従前の手續どおりです。

青木（勇）委員 公示した場合に、例えばうちの漁協の組合員がやりたいと言って、更に全然関係ない人や法人もやりたいと言ってきた場合、今までは優先順位がありました。が、これから優先順位がないということは、漁業者が保護されないわけですよ。ね。

水）小川 GL 保護されないわけではなく、現在その漁場を有効活用されている方に優先的に免許されます。

青木（勇）委員 いえ、空いているところについてです。
今までやっている人は別です。
それを取ってしまったら生活ができなくなってしまうから。
空いているところに新たに海区漁場計画を立てて、そこでやろうかというときのことです。

水）小川 GL まっさらなところに新しく海区漁場計画を立てたときにどうなるかということでしょうか。

青木（勇）委員 そういうことです。

水）原田主査 今まで全く何もなかったところに、例えば新しく定置漁業権の海区漁場計画を立てた場合、そこでは今までやっていた人はいませんので、青木委員がおっしゃられたように、地元の漁業者や、よその全然関係ない企業などが来た場合、法律上は全て平等に審査されることになります。
その中で先ほど読み上げさせていただいた漁業法の規定、つまり地元の漁業生産力の向上に誰が資するかというのを知事が判断して選んでいくことになります。

水）相澤副技幹 補足として水産庁からの指導文書を一部引用させていただきたいと思いますが、現に漁業権が存在しない水面について新たに漁業の免許をしようという場合、いわゆる新規漁場ですが、この場合は、関係する漁業者、漁業協同組合などと協議して、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保した上で計画を作成せよといった指導がありますので、この中で、関係する地元の漁業者や漁業協同組合の方と協議するといった手續が必要になると思います。

鵜飼委員 そうすると、例えば県がここはいい漁場だと思ったけれど、先ほど言われ

たように、地元の業者がやりたい、あるいは水産企業のようなものがやりたいと言い出してどうしても収拾がつかない場合、海区漁場計画を立てないということでしょうか。

水) 原田主査

今相澤から説明したのは、あくまでも海区漁場計画を立てる時点での話になります。

海区漁場計画を立ててそれを公示した後、その枠に何人かきたという段階になって初めて誰が具体的に申請してくるかというのが分かるので、海区漁場計画自体は、誰が申請するかによって、後から消したり変更したりというのはできないものになります。

あくまでも競合する方たちの間で知事が最終的に判断することになります。

鵜飼委員

しかしトラブル防止のためには海区漁場計画を立てない方がいいような気がします。

県が判断するのだと思いますが、今皆さんが心配されているのは、思わぬところに海区漁場計画を立てられて、地元ではない企業などが入ってきて定置をやられてしまったら、やはり地元との調整が取れないということです。

それはどこの段階で調整するのでしょうか。

今までどおり海区漁場計画を立てて、地元の優先順位がないところで皆がやりたいと言ったとき、県が調整するのは大変ですよ。

水) 原田主査

海区漁場計画を立てる時点で、地元の関係漁協との調整は済ませていることになります。

実際、どのような人が手を挙げてくるか予想できない状態で海区漁場計画を立てることはありませんので、十分調整をした上で海区漁場計画を立てることになります。

ただ、その後公示をして実際の免許をする段階で、予期しない人が手を挙げてくる可能性は排除できません。

議 長

他に何か御質問等ございますでしょうか。

結構重要な問題だと思います。

例えば空いているところだったらまだしも、今やっているところでも、例えばそこでやりたいという人が出てきて、非常に資金力を持っていて、最新の設備を備えていて、そちらの方が明らかに効率的で水揚げ高も上がるだろうという話が出てきた場合、最新の設備を持っている人の方が有利になる可能性もあるわけですよ。

どの辺で線を引くかというのは非常に重要で、ただ効率だけを考えて効率

が良い方にやっていると、今漁業をやっておられる方がどんどん追い出されていく格好になると思います。

青木（勇）委員

今会長が言われたのは、今までやっている人はそのまま優先されるわけですよ。

ただ、これからここでやりたいという組合員がいた場合、組合員が言えば県は海区漁場計画を立てるわけですよ。

そして海区漁場計画を立てた時点で、今度は公示するわけですよ。

そして公示した後、今会長が言われた資本力にもものを言わせた人たちが入ってきたとき、漁業者はお手上げになってしまうわけです。

そこが一番の問題ではないかということです。

鵜飼委員

そこは地元の漁業者と新規漁業者との調整を図るということでしょうか。

いくら効率が良いからといって、地元とトラブルがあっては成り立たないので、そこは漁業調整をしらないといけないと思います。

ただ効率がいい、水揚げが上がるというだけで、果たして地元に貢献できるのかということもあります。

そこは県が事前にしっかりと調査して、本当に地域と密着して、将来的に漁業生産に結びつくのか、それは地元の漁業者なのか、あるいは新規に入ってきた人なのかという判断をする必要があるのかなと今は言えないと思います。

難しい問題ですからね。

水) 原田主査

元々海区漁場計画を立てる時点で、漁場の紛争がないように立てますので、それを免許の段階になってひっくり返すということは法律的に自己矛盾してしまいます。

当然、紛争防止という観点からは、最初の海区漁場計画を立てる段階から生きていますので、それに則った形で実際の免許の審査をしていくことになると思います。

議長
小菅委員

他に何か御意見等ございますでしょうか。

先ほどから聞いていましたが、結局優先順位が撤廃されているのだから、海区漁場計画を立てても、地元の漁業者と紛争があろうがなかろうが、知事がよいと認めた場合、必ず免許が下りなければ法律と矛盾してくると思います。

もう優先順位が撤廃されていますので。

優先順位がない以上、知事が、この企業は儲かる、将来の漁業のためになると認めたら、地元が何を言っても、必ず免許は下りるのではないのでしょ

うか。

そうでなければ、優先順位など撤廃する必要は全くなかったと思います。

結局それが新漁業法で変わった点で、優先順位が撤廃されたというのは、そうとしか理解のしようがないと思います。

そうでなければ、あくまでも漁業者に重点を置くなれば、優先順位は本当に必要だった事項です。

水) 原田主査

基本的には小菅委員のおっしゃるとおりですが、法律の書き方は、最終的には知事が判断しろというだけで、その中で県がどのような判断基準を持つかというのは、法律に明確に示していません。

免許する優先順位というのは、法律には書かれていませんが、各知事で考えることになっています。

実際は各知事が判断することになりますので、おっしゃるとおり、紛争を全く無視して免許するというのも法律上は可能ですが、免許するにあたっては公正な判断が必要とされますので、その辺のことをバランスよく考えて、免許するための基準は各知事で作ることになると思います。

法定の優先順位はなくなったというだけの話で、繰り返しになりますが、実質的には、新たに各知事がそういった審査基準を作ることになります。

小菅委員

分かったような分からないような感じです。

また、共同漁業権が設定されて10年間とありますが、例えば定置などの他の許可を企業などがやりたいと言った場合、共同漁業権を漁業協同組合がきちんと使っていても許可が下りてしまうのでしょうか。

水) 原田主査

共同漁業権の区域内にかかった形で区画漁業権や定置漁業権をやる場合、当該共同漁業権関係者との調整が取れていることが必要となりますので、漁業権を持っている地元の漁協のあずかり知らぬところでいきなり免許を出すことはないと考えています。

福本委員

結論から言うと、誰でもできる法律にしたということですよ。

水) 原田主査

要するに、漁業法で優先順位を法定することをやめたというだけです。

今までも、一番下の方の順位になりますが、共同漁業権と一部の区画漁業権以外は、そういった可能性を排除したものではありませんでした。

今回の法改正で、改めてそれが強調される形になり、法定の優先順位を撤廃して、やりたい人ができるようになるような形に見えています。

福本委員

つまり、誰でもできる法律にしたということですよ。

定置を何十年もやっていて、何個か空いているところはあるわけですが、そういうところがある場合は誰でもできるという話ですよ。

水) 原田主査 今までどこも使っていなかった漁場ということでしょうか。
福本委員 そうです。

水) 原田主査 それについては、手を挙げた人が平等に審査を受ける資格を持っているこ
とからすると、誰でもできるという意味になるかと思えます。

福本委員 誰でもできるようにしてしまっただけで本当にいいのかなと思えますが。
山田委員 1つよろしいでしょうか。
うちの方は、共同漁業権も定置漁業権も、組合の行使規則でやれるのは何
か統までと決めてあります。
5か統までとなっていれば、今5か統やっていると、他の人が来ても1つ
もできないようになっているわけですが、やはりそういうのも来たらできる
ことになるのでしょうか。
県の許可は隣接の組合が反対すればできないとうたってありますが、その
ような場合はどうなのでしょう。

水) 原田主査 それは共同漁業権の中での話でしょうか。
山田委員 外もです。

水) 原田主査 まず中の話については、組合で決められた行使規則の上限以上はできない
ことになります。
外については、まず海区漁場計画を前もって県が立てない限り、免許は出
ません。
ただ、周辺漁場を使っている漁業協同組合や漁業者との調整が整ってから
でないと海区漁場計画は立てられませんので、その点からすると、いきなり
ここでやりたいと言ったからといって、そこにすぐに海区漁場計画を立てて
定置ができるようになるわけではありません。

小菅委員 本当はこういう話は新漁業法ができる前の話だと思います。
水産庁が主導してやったので、我々に下ってくる頃にはほとんど決まった
ことがきていますが、これは新漁業法ができる前の話です。
これは県に言う話ではないですが、新漁業法ができるとき、海区委員会の
ことについても、向こうからただ来ただけです。
かなり難しいというか、もし財力にものをいわせる人や企業が隙間をぬっ
てやるようになれば、揉める種です。
揉めても、知事が許可を出せばやると思いますが、そういう事例ができた
らかなり深刻な問題です。
知事の許可がなければできないというならば、県は絶対なるものを持って
いるので、県にはその辺はきちんとしてもらいたいと思います。

福本委員
議 長

そうしないと、漁業者が一生懸命やっても何の意味もない漁業協同組合になってしまいます。

県に文句を言っているわけではないですが、漁業者を無視しています。

法律的なことは分からないのですが、県は条例というのがありますよね。

法律に矛盾しない範囲で条例があった場合は、条例の方が優先されるのでしょうか。

水) 原田主査

法律に違反しない範囲で県が独自に条例を作ってそれを行使した場合、条例が優先されるのでしょうか。

法律や条例の成り立ち具合によっても扱いが異なることがありますが、県で単独で作った条例は、基本的には同じ地位にあります。

ただし、法律に書いてあるものと条例で書いてあるものが重複している場合、若しくは条例が法律と違っている場合は法律が優先され、条例の部分は無効になりますが、全然法律にないところを条例が規定した場合、そこは重複しないので、各々同じ地位の効力を持つことになります。

議 長

条例でもう少し縛りをしっかりと入れて、あまり混乱しないようにした方がいいと思うのですが、それはいかがでしょうか。

水) 原田主査

横出し条例と言いますが、漁業法の構成上、条例で別に定めることは認められておりません。

都道府県ができるのは、漁業法で委任された規則を作るだけとなります。

例えば神奈川県では神奈川県漁業調整規則がありますが、規則で定められる範囲も法律で決められています。

実質的に、漁業法で漁業権関係は全て網羅されていますので、全く独立した形で条例を作るというのは、おそらく立法技術上できないような法律の構成になっています。

小坪委員

確認ですが、複数から免許の申請があったときは、漁業法第73条第2項第2号の問題になるという理解で合っていますでしょうか。

水) 原田主査

そのとおりです。

小坪委員

「漁業権の切替えについて」という今日いただいた資料の6枚目の表側に、漁業法第73条第2項第2号についての説明がありますが、下のスライドで、判断基準についてあらかじめ審査基準を定めて公表するといったことや、海区漁業調整委員会にもあらかじめ示すこととされたいという話が出てきます。

法と条例の関係で横出しが難しいとなると、実質的には、神奈川県がこの判断基準というものをどう作成するのが大きなポイントになるのではない

かと思ひ皆様の議論をお聞きしていました。

確認ですが、このような審査基準を作成する方向で検討されているのでしょうか。

水) 原田主査 その方向で進めさせていただきます。

他の許可の関係も審査基準を作り、パブコメを経て公表することになっていきますので、同じ形で制定する手続をとる予定です。

小坪委員 まだ決まっていることではないかもしれませんが、その作成過程にあたっては、決まってしまってからではなく、その前に漁業調整委員会にも案をお示しいただくという過程を経ることになるのでしょうか。

水) 原田主査 その予定です。

小坪委員 私たちとしては、その審査基準を検討するときに非常に重要なポイントになってくるのではないかと考えたしだいです。

議 長 ありがとうございます。

漁業法第73条第2項第2号審査の手続①、②の、あらかじめ審査基準を定めて公表するというプロセスで、我々の意見が反映できるような形にしていればということだと思いますが、それは可能でしょうか。

水) 原田主査 そのとおりに進めることができます。

こちらで御意見を伺った上でパブリックコメントにかけるという手続になると想定しています。

福本委員 少し話がずれてしまいますが、パブリックコメントを説明してもらってもよろしいでしょうか。

水) 原田主査 本県に限らずほとんどの自治体で採用しているものですが、法律や条例だけでなく、先ほど説明があった栽培漁業基本計画のような計画などを制定する前に、事前に案を公表して、それに対して県民の意見を広く集める手続をパブリックコメントとしております。

いただいた意見については県の見解を付け加えた上で公表して、また、意見について活かせる部分については案の方に反映させて、その後に成案としていく作業の途中過程になります。

福本委員 時代遅れになるかもしれないですが、パブリックコメントは何の意味もないのではないのでしょうか。

見ている人は見ているのかもしれないですが、一般の漁業者は誰も見ていませんし、ただ既成事実を作っているだけではないかと思うので、あのやり方は合っていないのではないのでしょうか。

パブリックコメントをすれば、言いましたよと言えるので簡単ですが、そ

れでコメントがなかったから通しましたでは、本当にそれでいいのかなと思います。

議 長

反対意見がなければ通ってしまうのだと思いますが、もの凄く反対意見が来た場合はどうなるのでしょうか。

水) 原田主査

パブリックコメントできた意見について最終的に責任を持つのは、パブリックコメントの案を出した主管課になります。

県のパブリックコメントの要綱には、きた意見を反映させなさいと書いてありますので、1から10まで全て反映させるのは難しいかと思いますが、合理性を持つ反対意見であれば、主管課でそれを加味した上でやることになります。

これについては、水産課も含めて各課が尊重して進めています。

議 長

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

小澤委員

最終的には県の判断となると、県によってばらつきが出るのではないかという心配があります。

どこかの県では認められたのに神奈川県ではだめなのかという話に必ずなってくると思います。

そうすると收拾がつかなくなるのではないかという心配がありますが、いかがでしょうか。

水) 原田主査

漁業権は各都道府県知事が行う自治事務となっていますので、各都道府県間によって一定程度のばらつきは出ると思います。

ただ、国が技術的助言として統一的な文書を出して扱い方を示しますので、どこの県もそこから大きく外れることはないと思われます。

また、審査基準の話がありましたが、審査基準については行政手続法の手続をもって事前に公表しますので、それに基づいて粛々と免許事務をすれば、法律上特に問題が出ることはないと思われます。

議 長

他に御質問等ございますでしょうか。

本当は新漁業法ができる前にもっとこういう議論があって当然だと思いますが、新漁業法は抜き打ち的に決められてしまい、皆さんもよく分からないうちに決まってしまったというのが実情ではないかと思います。

先ほど言いましたように、できるだけ混乱が起らないよう、県の中で何か対応できないかなと考えていましたが、ぜひ県の方も、板挟みのようになり大変だと思えますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、本件につきましては了承ということにしたいと思えます。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かござい

ますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは本日の委員会はこれで閉会とします。

ありがとうございました。

以上